

建設現場における遠隔臨場実施要領 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|--|--|---|
| <p style="text-align: right;">令和7年4月1日 令和8年4月1日</p> <p>建設現場における遠隔臨場実施要領</p> <p>(案)</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月</p> <p style="text-align: center;">東京都港湾局</p> | <p style="text-align: right;">令和7年4月1日</p> <p>建設現場における遠隔臨場実施要領</p> <p>(案)</p> <p style="text-align: center;">令和7年4月</p> <p style="text-align: center;">東京都港湾局</p> | <p style="text-align: center;">(修正)</p> |

建設現場における遠隔臨場実施要領 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|--|--|-----|
| <p style="text-align: center;">主 な 改 正 の 概 要</p> <p>令和5年11月の試行要領から令和7年4月に実施要領へ改正したところですが、遠隔臨場の更なる活用に向け、以下の実施要領の改正をおこなった。</p> <p>1.2 適用の範囲 2) 工事材料の検査 工事材料の検査において、監督員の他に検査員を追加し、「検査職員」とした。</p> <p>1.3 施工計画書 遠隔臨場の実施にあたり、書類作成手間の削減として「実施要領書を削除」した。</p> <p>1.3 施工計画書 (3)施工状況の確認等の実施方法 「工事材料の検査」も対象としていたことから、追記した。</p> <p>1.4 受注者等の実施項目 (1)施工計画書の作成 受注者等の手間の削減のため、「機器の準備」を削除</p> <p>1.4 受注者等の実施項目 (2)遠隔臨場による施工状況の確認等の実施 受注者等の書類作成手間の削減として、「受注者等は実施前に対象となる「平面図」や「構造図」等の必要書類を提出し」を削除</p> <p>1.5 監督員による監督の実施項目 (2)遠隔臨場による施工状況の確認等の実施 受注者等の作業手間の削減として、以下の項目を削除 ・「遠隔臨場による施工状況の確認等の実施にあたり、事前に受注者等との双方向通信の状況について確認を行う。」 ・「閲覧用のPC・タブレット等の準備やWEB会議システム等への接続を行い」</p> <p>2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様 情報共有システムの活用実態から、Web会議システムに「情報共有システムのWeb会議機能」も追加した。</p> <p>3. 留意事項等 3.2留意事項 (1) 想定外の事象を追加 (8) 受注者等の故意の行為を追加</p> <p>その他 誤字脱字等を修正 「東京都土木標準仕様書」、「東京都電気工事標準仕様書」、「東京都機械工事標準仕様書」の令和8年4月の改定に伴う修正</p> | <p style="text-align: center;">主 な 改 正 の 概 要</p> | |

建設現場における遠隔臨場実施要領 新旧対照表

| 新 | | 旧 | 備考欄 |
|-------------------------|--|-------------|---|
| 1. 総則 | | 1. 総則 | |
| 1.1 目的 | <p>ウェアラブルカメラ等とは、ヘルメットや体に装着や着用可能なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではなく、モバイル端末を使用することも可能である。</p> | 1.1 目的 | <p>ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではなく、ハンディタイプの一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。</p> |
| | <p>※の番号修正</p> | | <p>※の番号</p> |
| 1.2 適用の範囲 | 『東京都土木工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第1節 一般事項」、 | 1.2 適用の範囲 | 『東京都土木工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第1節 一般事項」、 |
| (1) 土木工事、港湾 | 「1.1.2 用語の定義」において「(22)「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容と契約 | (1) 土木工事、港湾 | 「1.1.2 用語の定義」において「(17)「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容と契約 |
| 工事及び空港土木工 | 図書との適合を確かめることをいう。」と定めており、この場合における監督員 | 工事及び空港土木工 | 図書との適合を確かめることをいう。」と定めており、この場合における監督員 |
| 事) | が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容と契約図 | 事) | 書との適合を確かめることが出来るものとする。 |
| 1) 施工状況の確認 | 書との適合を確かめることができるものとする。 | 1) 施工状況の確認 | <p>以下、同様の個所について追加 「ハンディタイプ・・・i-Phone等の」を削除 全体を通し番号に修正</p> |
| 2) 工事材料の検査 | 『東京都土木工事標準仕様書』、「第2章 材料」、「第1節 工事材料の品質」によるものである。 | 2) 工事材料の検査 | 『東京都土木工事標準仕様書』、「第2章 材料」、「第1節 工事材料の品質 及び検査 」によるものである。 |
| | 工事材料の検査においては、遠隔臨場により、 検査員及び材料検査を行う 監督員（以下「 検査職員 という。）が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。なお、 検査職員 が十分な情報を得られなかったと判断した場合には、臨場による工事材料の検査を実施する。 | | 工事材料の検査においては、遠隔臨場により、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが 出来る ものとする。なお、検査員が十分な情報を得られなかったと判断した場合には、臨場による工事材料の検査を実施する。 |
| 4) 立会い | 『東京都土木工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第1節 一般事項」、 | | 『東京都土木工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第1節 一般事項」、 |
| | 「1.1.2 用語の定義」に定める「立会い」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、 その内容について 契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督員が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、遠隔臨場によりその内容について契約図書との適合を確かめることができるものとする。 | | 「1.1.2 用語の定義」に定める「立会い」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、 現場状況等と 契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督員が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、遠隔臨場によりその内容について契約図書との適合を確かめることが 出来る ものとする。 |
| (2) 「建築工事、土木設備工事、建築設備工事 | <p>※5 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.1.1.2(7) 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.1.2(7) 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.2(7)</p> | | <p>※1 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.1.2(7) 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.1.2(7) 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.2(7)</p> |
| 5) その他 | <p>※6 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.1.4.4 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.4.4 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.4</p> | | <p>※2 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.4.4 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.4.5 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.4</p> |
| | <p>※7 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.1.1.2(31) 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.1.2(23) 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.2(23)</p> | | <p>※3 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.1.2(31) 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.1.2(23) 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.2(23)</p> |

建設現場における遠隔臨場実施要領 新旧対照表

| 新 | | 旧 | 旧 | 備考欄 |
|------------------------|---|------------------------|---|---|
| 1.3 施工計画書 | <p>※8 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.1.1.2(8) 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.1.2(8) 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.2(7) 遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書には次の事項を記載する。</p> | 1.3 施工計画書及び実施要領書 | <p>※4 「東京都電気工事標準仕様書」では、1.1.2(8) 「東京都機械工事標準仕様書」では、1.1.1.2(8) 「港湾局機械工事仕様書」では、1.1.2(7) 遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書*または実施要領書（以下、「施工計画書等」という）には次の事項を記載する。</p> | 書類作成手間削減のため、削除 |
| (3) 施工状況の確認等の実施方法 | <p>本要領に基づいた実施方法の概要や詳細手順等を記載する。 なお、施工計画書の提出時点で詳細手順等の記載ができない場合は、対象工種の実施前に監督員の承諾を得ること。また、「工事材料の検査」と「中間検査」（以下「検査等」という。）で遠隔臨場を実施する場合は、事前に検査対象の実施項目について検査職員の了承を得ること。</p> | | <p>要領に基づいた実施方法の概要や詳細手順等を記載する。 なお、施工計画書の提出時点で詳細手順等の記載ができない場合は、対象工種の実施前に別途詳細な実施要領書を作成し、監督員の承諾を得ること。また「中間検査」で遠隔臨場を実施する場合は、検査員の了承が必要となるため、事前に検査対象の実施項目について監督員から検査員への説明に必要な資料を作成すること。</p> | ・書類作成手間削減のため、「実施要領書」、「検査員への説明に必要な資料作成」を削除 |
| 1.4 受注者等の実施項目 | | 1.4 受注者等の実施項目 | | 受注者の作業手間の削減のため、 |
| (1) 施工計画書の作成 | | (1) 施工計画書の作成、機器の準備 | | 「機器の準備」を削除 |
| (2) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施 | <p>受注者等は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、事前に監督員と調整を行うこと。なお、監督員による施工状況の確認等の実施時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。</p> | (2) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施 | <p>受注者等は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、週間工程表への記載や別途資料の提出などにより、事前に監督員と調整を行うこと。なお、監督員による施工状況の確認等の実施時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。</p> | 受注者の作業手間の削減のため、 |
| 1) 事前準備 | <p>また、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行い、必要な準備、人員及び資機材等を手配し、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、監督員に現場周辺の状況を伝える。</p> | 1) 事前準備 | <p>また、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行い、必要な準備、人員及び資機材等を手配し、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者等は実施前に対象となる「平面図」や「構造図」等の必要書類を提出し、監督員に現場周辺の状況を伝える。</p> | 「資料等の提出」に関する部分を削除 |
| 2) 撮影の実施 | <p>施工計画書等に基づき実施するものとし、受注者等は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容値」、「使用材料」、「遠隔臨場」等の必要な情報について適宜小黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。</p> | | <p>施工計画書に基づき実施するものとし、受注者等は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容値」、「使用材料」、「遠隔臨場」等の必要な情報について適宜小黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。</p> | (追加) |
| 1.5 監督員による監督の実施項目 | <p>監督員は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、受注者等と事前調整すること。</p> | 1.5 監督員による監督の実施項目 | <p>監督員は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、週間工程表等を活用して受注者等と事前調整すること。</p> | (修正：削除) |
| (2) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施 | <p>また、受注者等との双方向通信の状況について確認を行い、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、監督員は受注者等に周辺の状況を把握したことを伝える。</p> | (2) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施 | <p>遠隔臨場による施工状況の確認等の実施にあたり、事前に受注者等との双方向通信の状況について確認を行う。</p> | |
| 1) 事前準備 | | 1) 事前準備 | <p>また、閲覧用のPC・タブレット等の準備やWEB会議システム等への接続を行い、受注者等との双方向通信の状況について確認を行い、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、監督員は受注者等に周辺の状況を把握したことを伝える。</p> | 受注者等の作業手間の削減のため、削除 |

建設現場における遠隔臨場実施要領 新旧対照表

| 新 | | 旧 | | 備考欄 |
|---|--|---|--|----------------|
| <p>1.6 検査員による検査の実施項目 (3) 遠隔臨場による検査等の実施 2) 検査の実施</p> | <p>適宜、受注者等に撮影箇所や撮影方法等について指示しながら出来形や出来ばえの検査を実施する。</p> | <p>1.6 検査員による検査の実施項目 (3) 遠隔臨場による検査等の実施 2) 検査の実施</p> | <p>適宜、受注者に撮影箇所や撮影方法等について指示しながら出来形や出来栄えの検査を実施する。</p> | <p>(修正)</p> |
| <p>2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様</p> | <p>なお、Web会議システム等には、情報共有システムの「Web会議機能」も含まれる。</p> | <p>2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様</p> | | <p>(追加)</p> |
| <p>2.1 機器構成</p> | | <p>2.1 機器構成</p> | | |
| <p>3. 留意事項等</p> | | <p>3. 留意事項等</p> | | <p>(追加)</p> |
| <p>3.2 留意事項</p> | <p>(1) 施工計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇、地下水の多量出水等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。</p> | <p>3.2 留意事項</p> | | |
| <p>3.2 留意事項</p> | <p>(8) 受注者等は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。</p> | <p>3.2 留意事項</p> | | <p>(追加)</p> |
| <p>3.3 費用の負担</p> | <p>機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者等が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。</p> | <p>3.3 費用の負担</p> | <p>機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者等が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。</p> | <p>(詳細を追加)</p> |
| <p>3.3 費用の負担</p> | <p>(費用のイメージ)</p> | <p>3.3 費用の負担</p> | | |
| <p>3.3 費用の負担</p> | <p>※13 情報共有システムの「Web会議機能」を使用する場合、「Web会議機能」の使用料は、情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）として計上する。なお、土木工事及び土木設備工事については、情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）が当初設計から共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれているため、留意すること。</p> | | | <p>(追加)</p> |